

○厚生労働省告示第二百九十九号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、同条第一項の規定による満了日の延長に際し当該延長後の満了日を平成二十四年一月二十九日まで延長する措置を次のように指定する。

平成二十三年八月三十日

厚生労働大臣 細川 律夫

対象となる特定権利利益	対象者
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十号）第二十四条の三第四項の施設給付決定を受けたことにより同法第二十四条の二第一項の規定により障害児施設給付費の支給を受けることができるること。	上岩手県沼南市及び名取市に限る。又は福島県相馬市、郡大船渡市、陸前高田市及び宮城県大崎町に限る。同郡葛尾村及び相葉町に居住する者
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けたことにより、同法第五十一条に規定する営業を営むことができること。	上岩手県沼南市及び名取市に限る。又は福島県相馬市、郡大船渡市、陸前高田市及び宮城県大崎町に限る。同郡葛尾村及び相葉町に居住する者

<p>障害者自立支援法第五十一条第一項の支給認定を受けたことにより、同法第五十八条第一項の規定により自立支援医療費（障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係るものに限る）の支給を受けることができる。」</p>	<p>障害者自立支援法第五十五条第一項の支給認定を受けたことにより、同法第五十八条第一項の規定により自立支援医療費（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第10号）第一条第二号に規定する医療に係るものに限る）の支給を受けることができる。」</p>
<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>	<p>福島県（双葉郡広野町、郡南町、郡南川内村、郡南相馬郡飯舘村に限る）に居住地を有する者</p>